

基本方針 4 緑かがやく住みやすいまち

(ゆとりや豊かさを実感できる都市環境の創出)

基本目標（1） うるおいとやすらぎのある空間を確保します

■現状と課題■

本市では「かごしま都市マスタープラン」に基づき、「自然と共生するやさしさあふれる緑のまちづくり」を進めています。市電軌道敷の芝生緑化や学校の校庭の芝生化、屋上・壁面緑化への取組で創出された緑は見た目も美しく、人々に安らぎを与えていました。

花いっぱい運動をはじめとする地域活動によって、市街地のいたるところで四季折々の草花がみられ、きれいに整備された街路樹とあわせて、美しい街並みを形成しています。また、都市の緑は、ヒートアイランド現象*の抑制にもつながります。

水を生かしたアメニティ*施設の整備や親水公園の整備も進んでいます。都市化が進展し価値観が多様化する中で、市民は利便性の向上だけでなく、心の安らぎを緑や水辺の煌きに求めており、まちづくりを進める上で、潤いと安らぎのある都市環境の整備を行うことが必要です。

■数値目標■

項目	単位	現況値 (平成 21 年度)	目標値 (平成 28 年度)	目標値 (平成 33 年度)
屋上・壁面緑化の整備面積	m ²	8,132	9,800	13,000



市電軌道敷の芝生緑化

▶市の取組

● 公園・緑地の充実

自然とのふれあい、スポーツやレクリエーション活動、健康への関心など多様化する市民ニーズに対応した公園・緑地の整備を推進します。

● 緑の保全

市民緑地制度の導入や緑地保全地域等の指定により、市街地にある一団の緑地を保全します。

また、「鹿児島市保存樹等及び自然環境保護地区に関する条例」に基づく、保存樹や保存樹林などの指定により、由緒由来がある樹木や樹林を保全します。

● 都市緑化の推進

地域の特性に適した樹種の選定等による街路や公園の個性ある緑化を進めるとともに、市街地に隣接する斜面の緑化や丘陵斜面の防災工事における景観に配慮した斜面緑化を促進します。

また、ヒートアイランド現象の抑制や都市景観の向上を図るため、市電軌道敷緑化を推進します。

● 地域の緑づくりの推進

緑のボランティアの育成や、屋上緑化・壁面緑化に対する助成など緑化に対する支援及び普及啓発を行うとともに、工場や事業所などの敷地内における緑化を促進します。

▶市民の取組

● 街路樹や公園などの身近な花や緑を大切にします。

● 庭木や生け垣など身近な花や緑を増やすように努めます。

● 緑化ボランティア活動などに参加し、地域の緑づくりに協力します。

▶事業者の取組

● 工場・事業所の敷地内緑化や生け垣・屋上緑化など花や緑の育成に努めます。

● 地域の緑化活動などに積極的に参加します。

▶市民活動団体の取組

● 公園・緑地の維持・管理に協力します。

● 緑の保全活動、緑化の推進、地域の緑づくりに積極的に協力します。

基本目標（2） 鹿児島らしい景観を形成します

■現状と課題■

美しい景観の保全と創出は、本市の快適な都市環境を維持・形成する上で重要な要素の一つです。

錦江湾に浮かぶ桜島の眺望や磯地区等の歴史景観、錦江湾や桜島と一体となった市街地、山並みの自然環境に囲まれた農村集落や田園風景などは、本市特有の鹿児島らしい景観であり、大きな魅力です。

一方で、景観の課題として、中高層マンションの増加による眺望の阻害、派手な色彩の店舗や屋外広告物の立地、開発等による斜面緑地の分断、田園景観を阻害する耕作放棄地の増加などがあります。

これらに対応した実効性のある景観のルールとして、本市では、平成20年6月に「鹿児島市景観条例」及び「鹿児島市景観計画」を施行しました。

今後も、鹿児島らしい景観を守り、創り、育てていくために、地域の景観資源を生かしながら、市民・事業者・市民活動団体が主体的に、市と一体となって景観づくりに取り組んでいくことが必要です。

■数値目標■

項目	単位	現況値 (平成22年度)	目標値 (平成28年度)	目標値 (平成33年度)
景観形成重点地区の指定数	箇所	0	3	5



桜島の眺望



八重の棚田

▶市の取組

● 鹿児島らしい景観の形成

ふるさと意識を育む錦江湾や桜島への雄大な眺望と錦江湾に接するウォーターフロント、市街地の背景となる斜面緑地と山並みなど、鹿児島らしさを際立たせる重要な景観の骨格を基盤にして、市民・事業者の協力によって景観整備事業を実施し、景観形成を推進します。

● 地域の魅力を引き出す景観形成の推進

錦江湾や桜島と一体となった市街地や台地に開発された住宅地、山並みの自然環境に囲まれた農村集落や田園風景など、地域の魅力や特徴を引き出すために、各々の個性を大切にした景観形成を推進します。

また、船舶や路面電車、保存樹など、地域の景観資源の活用や夜間の景観への配慮などにより、快適で魅力ある景観の向上を図ります。

● みんなが誇れる景観形成の推進

市民・事業者が建物の形態、色彩、看板、屋外広告物等のルールづくりや不法駐輪、不法投棄の防止、ポイ捨て禁止などについて、主体的、積極的に取り組んでいくよう、景観アドバイザー*を派遣するなど支援・普及啓発し、みんなが愛着と誇りを感じる景観形成を推進します。

▶市民の取組

● 住宅などの建築にあたっては、デザイン・色彩など周辺の景観に配慮します。

● 地域の景観づくりに積極的に協力します。

▶事業者の取組

● 建築物の建築等にあたっては、周辺の景観に配慮した設計やデザインの採用、緑化等に努めます。特に、地域の景観に与える影響の大きい建築物、工作物の新築・増築等にあたっては、「鹿児島市景観計画」に規定される景観形成基準を守ります。

● 地域の景観づくりに積極的に協力します。

▶市民活動団体の取組

● 地域の景観づくりに積極的に協力します。

基本目標（3） みんなでまちをきれいにします

■現状と課題■

ごみのポイ捨て防止などのまち美化活動は、まちをきれいにするとともに、地域の衛生を保持することで市民の健康を守り、地域コミュニティの形成にも役立っています。また、地域がまち美化に取り組むことは、市民の住みやすいまちづくりに欠かせないものとなっています。

本市では、「まち美化推進団体」や「まち美化地域指導員」の認定を行い、地域の美化活動に自主的かつ積極的に取り組んでいる団体・個人への支援を行っています。

今後も、地域のまち美化活動を積極的に推進し、市民一人ひとりのまち美化意識を向上させていくことが必要です。

■数値目標■

項目	単位	現況値 (平成 22 年度)	目標値 (平成 28 年度)	目標値 (平成 33 年度)
まち美化推進団体の認定数	団体	192	320	370
まち美化地域指導員の認定数	人	1,439	2,300	3,000



清掃美化活動



市民一斉清掃

▶市の取組

● まち美化活動の推進

「まち美化推進団体」や「まち美化地域指導員」の認定を行い、地域のまち美化活動を支援します。

● まち美化意識の向上

「鹿児島市みんなでまちを美しくする条例」に基づき、まち美化意識が市民一人ひとりに浸透するように情報発信し、意識啓発を行います。

● ごみ出しやペット飼育などの美化マナーの促進

ごみ出しのマナーや、ペットの飼育マナーについて情報発信、啓発を行い、市民一人ひとりの美化マナーを促進します。

● 空き地の適正管理の推進

「空き地の雑草等の除去に関する要綱」に基づき、団地等に点在する空き地の実態調査を行い、管理不良の状態にならないよう、適正管理の指導を行います。

● 衛生害虫駆除指導の推進

衛生害虫を発生源とする感染症を予防し、安全で快適な生活環境を確保するとともに、市民の衛生思想の啓発を行います。

▶市民の取組

● 地域の清掃・美化活動に積極的に参加します。

● 空き缶、吸い殻などのポイ捨てはしないようにします。

● ペットの糞などは持ち帰るようにします。

● 空き地は、適正に管理します。

● 衛生害虫の発生防止に努めます。

▶事業者の取組

● 地域の清掃・美化活動に積極的に参加します。

● まち美化推進団体に加入し、関係者と連携して地域の美化活動を推進します。

● 空き地は、適正に管理します。

● 衛生害虫の発生防止に努めます。

▶市民活動団体の取組

● 地域の清掃・美化活動に積極的に参加します。

● まち美化推進団体に加入し、関係者と連携して地域の美化活動を推進します。

● まち美化地域指導員等を活用し、地域の美化活動を推進します。

基本目標（4） 核となる地区において、多様な都市機能を集約します

■ 現状と課題 ■

これまでのまちづくりは、人口増加と産業活動の拡大に対応するため、丘陵部の住宅団地開発、公有水面埋立などを行い、都市的土地利用を拡大し、環境負荷の増大につながる自動車に依存したものとなっていました。近年では、人口の増加と市街地の外延的な拡大は鎮静化したものの、中心市街地においては、都市環境の変化やモータリゼーション*の進展、商業施設等の撤退などにより、一部に低未利用地が見受けられるなど空洞化が懸念されています。

これからまちづくりは、人口減少や超高齢社会に対応するため、都市の拡大成長を前提としたまちづくりから、都市の既存ストックを有効活用しつつ、さまざまな都市機能がコンパクトに集積した集約型都市構造の実現へ転換していくことが求められています。

都市の生活・活動・交流の場となる中心市街地や地域生活拠点、農山村地域の既存集落地の核となる地区において、それぞれの地域の特性に応じ、できるだけ身近なところで日常生活を営むことができるようなまちづくりを促進していくことが必要です。

■ 数値目標 ■

項目	単位	現況値 (平成 22 年度)	目標値 (平成 28 年度)	目標値 (平成 33 年度)
地区計画の決定数	箇所	19	22	24

注) 地区計画：比較的小さい地区を単位として、それぞれの特性に応じたきめ細やかなまちづくりを行うための計画で、道路、公園などの配置や規模、建築物の建て方のルールなどについて、住民等の意見を反映して定めるもの。

▶市の取組

● 都市部における集約型都市構造の形成

安全性を確保しつつ都市の既存ストックを生かした既成市街地の再構築を推進し、さまざまな都市機能がコンパクトに集積した集約型の都市構造を形成します。

● 農村地域における生活環境整備

地域の実情に応じ、道路など地域の課題解決に取り組みながら、住環境の整備を図るとともに、コミュニティ施設などの生活基盤の充実を図ります。

また、人口の減少や地域の活力が低下している地域に、田園風景と調和した市営住宅建設の推進に努めるとともに、指定既存集落制度、優良田園住宅建設促進制度及び市街化調整区域における住宅建築等に関する条例による住宅等の建設の促進や周辺の生活環境の整備等により、集落機能の活力を維持・増進します。

▶市民の取組

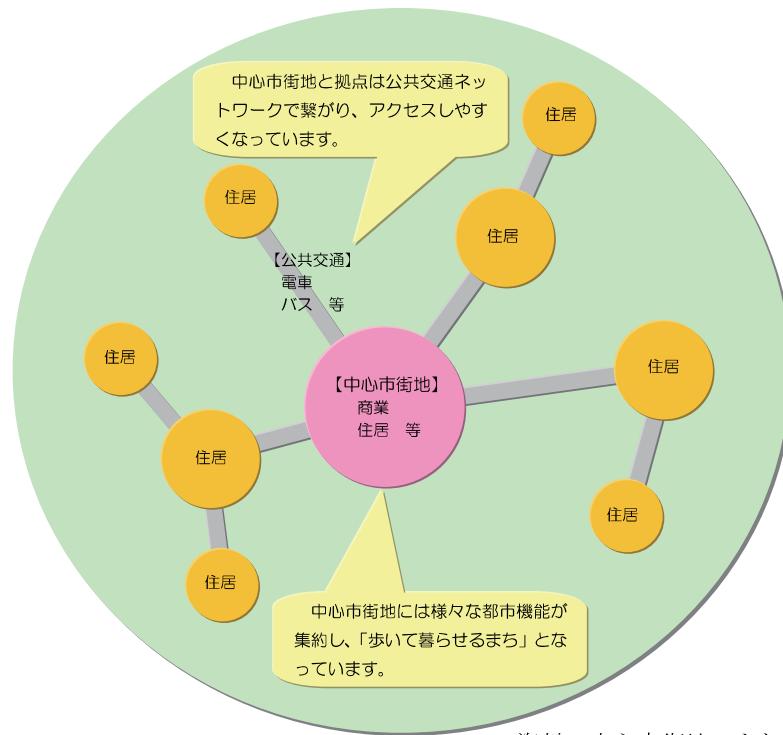
● 集積・集約型の都市について理解を深め、市の施策に協力します。

▶事業者の取組

● 集積・集約型の都市について理解を深め、市の施策に協力します。

コンパクトシティ

大規模集約施設の拡散立地などの「まちの郊外化」に歯止めをかけ、居住・公共施設・事業所などのさまざまな機能を都市の中心部に集めることで、高齢者を含めた多くの人にとつて暮らしやすいまちになることが期待できます。



資料：中心市街地のまちづくり（国土交通省）

基本目標（5） 公共交通を軸とした交通体系を構築します

■現状と課題■

本市の都市構造上の特色として丘陵部の住宅団地に人口の約3割が居住し、主たる交通手段は自動車であることや、市街地の中心部を広域道路網が通過していることなどから、周辺団地から幹線道路への接続部分や市街地流出部において市民生活と都市活動の交通が集中し、交通渋滞が生じています。

一方、本市の公共交通は、市域を南北に走る指宿枕崎線の鉄道、中心市街地から谷山方面に走る市電、地域と市街地中心部を結ぶ路線バスやフェリーがあるものの、モータリゼーションの進展などを背景に、近年の利用者は横ばいか若しくは減少の傾向にあります。

自動車から公共交通や自転車、徒歩といった環境にやさしい移動手段に転換するため、公共交通を軸とした交通体系を構築することが必要です。

■数値目標■

項目	単位	現況値	目標値 (平成28年度)	目標値 (平成33年度)
運輸部門の温室効果ガス排出量削減率（平成2年度比）	%	13.6%増 (平成20年度)	3%増	0%
公共交通利用者数	千人	68,389 (平成21年度)	68,539	68,539以上



桜島フェリー



コミュニティバス

▶市の取組

- 利便性・効率性の高い交通体系の構築

各交通手段の適切な役割分担のもと、公共交通のサービスや結節機能等の向上を図り、「わかりやすく・使いやすい」公共交通の実現を図ります。

- 安全・快適で、人と環境にやさしい交通環境の整備

歩行者・自転車空間の確保、道路や車両等のバリアフリー化*や待合施設の改善など、人にやさしい交通施設の整備を推進します。また、モビリティ・マネジメント*の推進など、自動車から環境負荷の少ない公共交通への利用転換など環境に配慮した交通行動を促進します。

▶市民の取組

- 自動車の利用を控え、バス・市電・JRなどの公共交通の利用に努めます。

- 近距離の移動の際は、徒歩や自転車の利用に努めます。

▶事業者の取組

- 事業活動においては、できる限り環境にやさしい手段（徒歩、自転車、公共交通）での移動に努めます。

- 自転車通勤を奨励し、従業員の自転車利用を促進するとともに、従業員用駐輪場の確保に努めます。

- 交通事業者は、利用者ニーズに応じた便利で、安全、快適な運行サービスの提供に努めます。

▶市民活動団体の取組

- サイクリングツアーやの実施など、環境にやさしい移動手段の魅力を発信します。

モビリティ・マネジメント

モビリティ・マネジメントとは、当該の地域や都市を、「過度に自動車に頼る状態」から、「公共交通や徒歩などを含めた多様な交通手段を適度に（＝かしこく）利用する状態」へと少しずつ変えていく一連の取組を意味するものです。

一人ひとりの住民や、一つひとつの職場組織等に働きかけ、自発的な行動の転換を促していく点が大きな特徴です。



資料：モビリティ・マネジメントパンフレット（国土交通省）

基本方針5 健康で安全な環境を育むまち（良好な生活環境の保全）

基本目標（1） さわやかな大気環境を保全します

■ 現状と課題 ■

本市では、大気汚染状況の監視・調査を経年的に実施するとともに、工場・事業場のばい煙*などの排出対策、自動車排出ガス対策を推進しています。これらにより、本市の大気汚染の状況は、桜島火山ガス等の自然現象による環境基準の非達成項目があるものの、概ね良好な状況です。ベンゼン*等の有害大気汚染物質についても、すべて環境基準を達成しています。

今後も、環境基準値の達成・維持に向けての常時監視を行うとともに、工場などに対する規制・指導の強化など、固定発生源対策を推進していくことが必要です。また、光化学オキシダント*の濃度上昇など新たに発生している広域的な環境問題への対応も必要です。

■ 数値目標 ■

項目	単位	現況値 (平成22年度)	目標値 (平成28年度)	目標値 (平成33年度)
大気の汚染に 係る環境基準 達成率	二酸化窒素	%	100	100
	一酸化炭素*	%	100	100

注) 環境基準達成率=環境基準達成（長期的評価）測定期数÷全測定期数

▶ 市の取組

● 大気の状況の監視・調査

市内的一般大気環境の測定期において、大気汚染物質を測定し、大気の汚染状況を監視します。また、光化学オキシダントなどに関する情報収集等を行います。

● 工場・事業場のばい煙などの排出対策の推進

工場・事業場への排出規制や燃料切り替え等に対する指導を行います。

● 自動車排出ガス対策の推進

公用車等へ環境対応車を率先して導入するとともに、市民や事業者への普及を促進します。

● 悪臭防止対策の推進

悪臭発生源に対する指導・監視を行い、悪臭防止対策を推進します。

● 酸性雨対策等の推進

酸性雨の状況を把握するとともに、窒素酸化物*などの排出抑制対策により酸性雨対策を推進します。

● エコドライブの普及促進

アイドリングストップ*等のエコドライブを普及促進します。

▶市民の取組

- 自動車を購入する際は、環境対応車への転換に努めます。
- 自動車を運転する際は、アイドリングストップ等のエコドライブに努めます。
- ごみの野外焼却は行わないようにします。

▶事業者の取組

- ばい煙などの処理施設の適切な維持管理に努めます。
- 廃棄物焼却炉やボイラーは排ガス対応の機器を採用し、良質な燃料への転換に努めます。
- 自動車等を購入する際は、環境対応車等への転換に努めます。
- 自主的な基準を設けて監視する体制を整備するなど、悪臭対策に努めます。
- 畜産事業者は、家畜ふん尿の適正な処理に努めます。
- 自動車を運転する際は、アイドリングストップ等のエコドライブに努めます。

エコドライブの実践

本市の平成 20 年度における運輸部門の温室効果ガス排出量は、全体の 4 割を占めており、このうち 7 割が自動車の利用によるものです。運転手一人ひとりの心がけで簡単に取り組むことができるエコドライブの実践により、温室効果ガス排出量を削減することができます。



- ①ふんわりアクセル「e スタート」：普通の発進より少し緩やかに発進すると 11%程度燃費が改善します。
- ②加減速の少ない運転：速度にムラのある走り方をすると、加減速の機会が多くなり、その分市街地で 2%程度、郊外で 6%程度燃費が悪化します。
- ③早めのアクセルオフ：エンジンブレーキを使うと、燃料の供給が停止されるので、2%程度燃費が改善されます。
- ④エアコンの使用を控えめに：外気温 25°C の時にエアコンを使用すると、12%程度燃費が悪化します。
- ⑤アイドリングストップ：10 分間のアイドリングで、130cc 程度の燃料を浪費します。
- ⑥暖機運転は適切に：暖機することにより走行時の燃費は改善しますが、5 分間暖機すると 160cc 程度の燃料を浪費しますので、全体の燃料消費量は増加します。
- ⑦道路交通情報の活用：1 時間のドライブで道に迷って 10 分余計に走行すると、14%程度の燃費悪化に相当します。
- ⑧タイヤの空気圧をこまめにチェック：タイヤの空気圧が適正值より 50kPa 不足した場合、市街地で 2%程度、郊外で 4%程度、それぞれ燃費が悪化します。
- ⑨不要な荷物は積まずに走行：100kg の不要な荷物を載せて走ると、3%程度燃費が悪化します。
- ⑩駐車場所に注意：交通の妨げになる場所での駐車は交通渋滞をもたらし、平均車速が時速 40km から時速 20km に落ちると、31%程度の燃費悪化に相当すると言われています。

資料：エコドライブ 10 のすすめ（環境省）

基本目標（2） 良好な水環境を保全します

▶ 現状と課題

本市では、環境基準や本市独自の水質保全目標の達成状況を把握するため、河川水質状況の監視・調査を実施するとともに、工場・事業場の排水対策や生活排水対策、地下水保全対策、水の有効利用を推進しています。これらにより、河川の水質保全目標を概ね達成しています。また、地下水環境については、年々節水が進んだことから、地盤沈下*などの地下水障害はスポット的には見られるものの、全体的には進行しておらず、良好な状態が保たれています。

今後も、河川・地下水などの常時監視・調査や工場・事業場の指導、かん養機能*の向上など総合的な水質保全対策を継続して推進していくことが必要です。錦江湾の水質保全対策については、県や関係機関との連携を強化し、富栄養化*対策等を推進していく必要があります。

▶ 数値目標

項目	単位	現況値 (平成 22 年度)	目標値 (平成 28 年度)	目標値 (平成 33 年度)
水質保全目標達成率	%	95	100	100

注) 水質保全目標達成率=水質保全目標達成地点数÷地点数

▶ 市の取組

● 河川の水質状況の監視・調査

水質汚濁防止対策事業により、公共用水域等の監視・調査を行います。また、新たな環境基準の設定や規制強化に対応した監視体制の整備を推進します。

● 工場・事業場の排水対策の推進

水質汚濁防止法に基づく工場・事業場への排出監視を行うとともに、未規制事業所についても排水対策の指導を行います。

● 生活排水対策の推進

公共下水道については、市街化区域内において処理区域を拡大し、水洗化を促進します。公共下水道の事業計画区域以外及び地域下水道処理区域外の地区においては、合併処理浄化槽*の設置を促進します。また、家庭で実践できる生活排水対策について、広報・啓発を行います。

● 快適な水辺の確保と河川保全対策の推進

河川・水路の清掃・美化を推進し、きれいで親水性の高い水辺を確保します。また、河川汚濁事故の未然防止対策、河川汚濁事故処理対策など河川の保全対策を推進します。

● 地下水の保全対策の推進

地下水の状況を把握し、適正利用に関する指導、水源かん養地の保全、雨水浸透施設*の整備により地下水を保全します。

● 水循環へ配慮した施設整備の推進

雨水浸透工法*の普及など、水循環へ配慮した施設整備を推進します。

- 水の有効利用の推進

水の適正利用に関する啓発を推進するとともに、雨水利用の促進、排水の再利用を推進します。

- 錦江湾の水質保全対策の推進

錦江湾の富栄養化防止に関する調査を実施し、鹿児島湾水質保全推進協議会の加盟団体と連携して、海域の水質保全対策を推進します。

▶市民の取組

- 公共下水道の事業計画区域以外及び地域下水道処理区域外の地区においては、合併処理浄化槽を設置し、適切な維持管理に努めます。
- 食器の汚れは洗う前にふき取ったり、へらで落とすなど、生活排水対策を実践します。
- 河川・水路の清掃・美化活動に積極的に参加します。
- 地下水の適正な利用・管理に努めます。
- 雨水の地下浸透設備の設置に努めます。
- 庭や駐車場は、舗装部分を少なくし、雨水の地下浸透を図るように努めます。
- 風呂の水は、洗濯や樹木への散水等に有効利用するなど節水に努めます。
- 雨水を貯留し、散水、洗車などに活用するように努めます。

▶事業者の取組

- 公共下水道の事業計画区域以外及び地域下水道処理区域外の地区においては、汚水は適切に処理して公共用水域に放流するように努めます。
- 開発行為、宅地造成、建設工事などにあたっては、土砂の流出防止に努めます。
- 冷却排水の再利用や雨水の利用などにより、節水に努めます。
- 地下水の適正な利用・管理に努めます。
- 雨水の地下浸透設備の設置に努めます。
- 農林業者は、森林・農地などの水源かん養機能の向上に努めます。
- 水産業者は、適正な放養量、給餌量で漁場環境保全に努めます。

▶市民活動団体の取組

- 家庭でできる生活排水対策についての広報・啓発に協力します。
- 河川・水路の清掃・美化活動の推進に努めます。

基本目標（3） 化学物質による環境汚染を防止します

■現状と課題■

本市では、大気・河川などの化学物質環境調査を行うとともに、化学物質の取り扱い等について、「鹿児島市環境保全条例」に基づき、「化学物質適正管理指針」を定め、工場・事業場の化学物質対策等を推進しています。

今後は、市民の化学物質による環境汚染に対する不安を除くため、市・市民・事業者相互のわかりやすいリスクコミュニケーションを推進することが必要です。

■数値目標■

項目	単位	現況値 (平成 22 年度)	目標値 (平成 28 年度)	目標値 (平成 33 年度)
ダイオキシン類*の環境基準達成率	大気	%	100	100
	河川水質	%	100	100
	河川底質	%	100	100
	地下水質	%	100	100
	土壤	%	100	100

注) ダイオキシン類の環境基準達成率=ダイオキシン類の環境基準達成地点数÷地点数

リスクコミュニケーション

安全など事業活動にかかるリスクは、少ないことが望ましいのですが、リスクをゼロにすることはできません。このため、上手にリスクとつきあっていくことが重要になります。特に、多種多様な化学物質を扱っている事業者は、そうした化学物質の環境リスクを踏まえて適正な管理を行うことが重要です。

そのためには事業者が地域の行政や住民と情報を共有し、リスクに関するコミュニケーションを行うことが必要になってきます。これがリスクコミュニケーションです。

化学物質の環境リスク

リスクとは、望ましくないことが発生する起こりやすさ(確率)をしめたものです。化学物質の「環境リスク」は、化学物質などによる環境汚染が人の健康や生態系に好ましくない影響を与えるおそれのことをいい、化学物質の有害性の程度と、それにどのくらいさらされているか(暴露量)によって決まります。これを式で表すと、次のようになります。

化学物質の環境リスク=化学物質の有害性×暴露量

暴露量が小さければ、リスクは小さくなるわけですから、有害化学物質が排出されているからといって、すぐにリスクが大きいということにはなりません。暴露量を知るために、大気や排水の中にどのくらい有害化学物質がでているのかを知ることが必要になります。

資料：経済産業省ホームページ

▶市の取組

- 大気、河川などの有害化学物質の環境調査

大気、河川、地下水、土壤について、有害化学物質の環境調査を行います。

- 工場・事業場の有害化学物質対策の推進

工場・事業場の有害化学物質についての規制・指導を行うとともに、PRTR 制度*に基づく事業者の自主的な安全管理を促進します。

また、産業廃棄物の適正管理・処分・保管などについての指導・啓発、建築解体時におけるアスベスト*の飛散防止及び適正管理の推進、家庭での殺菌剤・消毒剤などの適正な使用・廃棄方法についての広報・啓発を行います。

- 有害化学物質の実態把握

PRTR 制度に基づく有害化学物質を使用する事業者に対し、届出の指導を行うとともに、実態把握を行います。

▶市民の取組

- 殺虫剤や殺菌剤・消毒剤などの適正な使用や保管、処分に努めます。

- 化学物質が使用されている防虫剤、芳香剤などの適正な使用に努めます。

- 化学物質に関する情報を入手し、正しい知識を身につけます。

▶事業者の取組

- PRTR 制度に基づき、自主的な化学物質の管理に努めます。

- 農業者は化学合成農薬や化学肥料などの使用量の低減に努めます。

- 有害化学物質を取り扱う場合は、適正な保管・処分に努めます。

- リスクコミュニケーションの手法により、周辺住民への理解を促進します。

基本目標（4） 騒音のない環境を保全します

▶ 現状と課題 ▶

騒音のない環境は、快適で健全な生活を営むための重要な要素です。騒音の発生源は、自動車や生産活動、建設作業、生活騒音などと多岐にわたっています。

本市では、自動車騒音の状況を把握するため、毎年騒音測定を実施しており、騒音に係る環境基準は、自動車交通量の多い一部の区間を除き、昼夜ともに概ね達成しています。

今後も、引き続き騒音の調査・監視を継続し、さまざまな騒音発生源に対しての個別の対策や啓発を推進していくとともに、安らぎを与える音環境づくりにも取り組んでいくことが必要です。

▶ 数値目標 ▶

項目	単位	現況値 (平成 22 年度)	目標値 (平成 28 年度)	目標値 (平成 33 年度)
騒音に係る	昼間	%	100	100
環境基準達成率	夜間	%	100	100

注) 環境基準達成率=環境基準達成地点数÷地点数

▶ 市の取組

- 騒音の環境調査・監視
自動車騒音の面的評価、環境騒音調査を行い、騒音・振動の監視を行います。
- 工場・事業場等の騒音・振動対策の推進
工場・事業場や建設工事の騒音・振動に関する指導を行い、事業者の騒音・振動対策を促進します。
- 自動車騒音・振動対策の推進
舗装新設改良事業等により、自動車による騒音・振動対策を推進します。
- 家庭・事業者への騒音防止の啓発・指導
近隣騒音防止のための啓発・指導を行います。

▶ 市民の取組

- 自動車の運転の際は、不要なクラクションを鳴らしたり、急発進や空ぶかしをしないようにします。
- 音響機器の音で近隣に迷惑をかけないよう、使用時間帯や音量に気をつけます。
- ペットを飼うときは、隣人や地域に迷惑をかけないようにします。
- エアコンの室外機などは、できるだけ隣家と離して設置するようにします。

▶事業者の取組

- 事業活動による騒音・振動などの発生には十分注意します。
- 商業宣伝など拡声器を使用する場合は、音量などに配慮します。
- 建設工事の際は、低騒音型・低振動型機械の利用や、防音壁の設置など騒音・振動の防止に努めます。

騒音をなくす5つの気配り

- 1 時間帯に配慮しましょう
- 2 音がもれない工夫をしましょう
- 3 音は小さくする工夫をしましょう
- 4 音の小さい機器を選びましょう
- 5 ご近所とのおつきあいを大切にしましょう



資料：環境省ホームページ

みんなで
取り組むこと

基本方針6 みんなで環境を考え協働するまち（環境教育・環境学習の推進と協働）

基本目標（1） かごしま環境未来館を拠点に環境学習を進めます

■ 現状と課題 ■

本市では、かごしま環境未来館を拠点に、市民一人ひとりが楽しく学べる環境学習講座や環境イベントの開催、環境学習教材・機材の整備・貸出等を実施しています。

今後も、かごしま環境未来館における環境学習を継続的に進めるとともに、人材の育成や地域性のある環境学習を推進していくことが必要です。

■ 数値目標 ■

項目	単位	現況値 (平成22年度)	目標値 (平成28年度)	目標値 (平成33年度)
環境学習出前講座の開催数	回	12	20	33
こどもエコクラブ登録団体数	団体	31	45	60

かごしま環境未来館

○かごしま環境未来館とは

一人ひとりが今日の環境問題を考え、環境に配慮した行動に結びつけていくことができるよう、環境意識の高揚、環境保全活動の意欲の増進などを図るため、参加・体験型の環境学習やリサイクル活動などのさまざまな事業を展開します。

- ◎ 所在地 城西二丁目1番5号
- ◎ 開館時間 午前9時30分～午後9時
(日曜日、祝日は午後6時まで)
- ◎ 休館日 月曜日(祝日の場合はその後の最初の平日)
12月28日～1月4日
- ◎ 主な施設 1階 展示学習ゾーン、リユース・リサイクルショップ、リサイクル工房、食工房など
2階 多目的ホール、研修室、活動支援室



○運営の基本方針

市民・事業者が環境について関心や理解を深め、日常生活や事業活動において、自発的に環境保全活動を実施するとともに、その活動の輪を広げていくことを促進するため、事業運営に当たっては次の内容を基本にして取り組みます。

- ・パートナーシップで人と人がつながり、楽しみながら学び、参加・交流する。
- ・行動する人づくりや仕組みづくりを市民等との協働で進め、その成果を発信する。
- ・環境に配慮した生活や行動に踏み出すことを支援する。
- ・環境保全活動に主体的に取り組む人材を育成する。



▶市の取組

● 市民が主役となる施策の推進

多くの市民の参加を促し、参加した市民が互いに学び合う、市民が主役となる施策を、市民・事業者・市民活動団体と協働して推進します。

● 環境学習の推進

環境学習講座の開催、環境学習プログラムの実施、環境イベント、講演会、シンポジウムの開催などにより、かごしま環境未来館を拠点に市民が参加しやすい環境学習を推進します。また、市民・事業者・市民活動団体による活動や活動発表の場としてかごしま環境未来館の利用を促進します。

● 環境学習・環境保全活動の支援

環境学習教材等の貸出、環境学習活動支援相談員による専門的な指導・助言、環境活動発表交流会、こどもエコクラブ交流会などにより、市民・事業者・市民活動団体の環境学習・環境保全活動を支援します。

● かごしま環境未来館内外で活動する人材の育成

かごしま環境未来館におけるインターパリテーション*をはじめ、地域での環境学習プログラムの実施など、かごしま環境未来館の内外において、自主的に活動する人材を育成します。

▶市民の取組

● かごしま環境未来館における環境学習・環境保全活動やイベントに積極的に参加します。

● 地域や市民活動団体の環境学習・環境保全活動に積極的に参加します。

▶事業者の取組

● かごしま環境未来館の環境学習・環境保全活動やイベント等に協働で取り組みます。

● 従業員が、かごしま環境未来館での環境学習・環境保全活動の場に参加することを支援します。

▶市民活動団体の取組

● かごしま環境未来館の環境学習・環境保全活動やイベント等に協働で取り組みます。

● かごしま環境未来館を拠点に市民等が参加できる環境学習・環境保全活動の機会を設けます。

● かごしま環境未来館での学習会やイベントを開催します。

基本目標（2） 学校や地域における環境教育・環境学習を進めます

■現状と課題■

学校では、各教科や総合的な学習の時間など、教育活動全体を通して、横断的・総合的な環境教育を推進しています。また、学校生活の中で、学校版環境 ISO の活動を通して、主体的に環境保全活動に取り組んでいます。

今後は、太陽光発電システムなどの整備が進んでいる環境に配慮した学校施設を積極的に活用した環境教育の推進や、環境に関する専門家との連携、地域活動を通じた環境教育、かごしま環境未来館等の既存施設を活用した環境教育を充実することが必要です。

また、環境教育に関する教職員研修を充実するとともに、環境教育教材の提供・開発等を促進していく必要があります。さらに、地域においても、環境に関する情報と機会を共有し、自主的な取組を継続できる体制の構築が必要です。

■数値目標■

項目	単位	現況値 (平成 21 年度)	目標値 (平成 28 年度)	目標値 (平成 33 年度)
環境教育に係る体験活動の実施率	%	96.6	100	100

注) 環境教育に係る体験活動の実施率：環境教育に関する体験的な活動を実施している学校の割合
(実施校÷小・中学校数)

鹿児島市学校版環境 ISO 認定制度

本市では、学校において児童・生徒及び教職員等が一体となって、環境保全、資源の有効利用など「環境にやさしい学校づくり」に取り組めるよう、平成 17 年度に「鹿児島市学校版環境 ISO 認定制度」を創設しました。平成 18 年度から、認定基準に適合した取組を行っている学校を認定しており、平成 21 年度までに鹿児島市立の小・中学校 117 校をすべて認定しました。

【認定基準】

- ① 環境にやさしい学校づくりに向けた環境方針、環境目標、環境行動計画が定められていること。
- ② 環境にやさしい学校づくりに向けた取組体制が整っていること。
- ③ 環境行動計画に基づく行動を記録し、それを保管していること。
- ④ 環境目標及び環境行動計画の達成状況を把握し、その見直しを行っていること。



▶市の取組

● 環境教育の推進

かごしま環境未来館等との連携を深め、太陽光発電システムの設置など環境に配慮した学校施設を積極的に活用しながら、各教科や総合的な学習の時間など、教育活動全体を通して、横断的・総合的な環境教育を推進します。

● 環境教育教材の整備・充実・開発

各小中学校の要望に応じて環境教育教材を整備・充実するとともに、必要に応じて新たな環境問題や地域の実情に対応した環境教育教材を開発します。

● 環境保全活動の推進

「学校版環境 ISO 認定制度」などに基づき、学校における環境保全活動を推進します。また、地域における環境保全活動を支援します。

● 教職員研修の充実

市内のすべての学校で環境教育が推進できるよう、環境教育に関する教職員研修を充実します。

● 地域と学校の連携体制の構築

環境教育・環境学習について、地域と学校の連携体制を構築します。町内会や学校、企業などの各団体がそれぞれ独自に実施している活動を、自主的な取組として合同で実施することを促進します。

▶市民の取組

● 学校や地域での環境教育・環境学習に関する理解を深め、家庭で環境問題について話し合う機会を持つよう努めます。

● 学校や地域での環境保全活動に参加・協力します。

▶事業者の取組

● 環境教育教材の開発・提供に協力します。

● 施設見学の受け入れや農林業体験など、体験型の環境教育に協力します。

● 環境出前授業など、学校や地域の環境教育・環境学習に積極的に参加・協力します。

● 地域での環境保全活動に参加・協力します。

▶市民活動団体の取組

● 環境教育教材の開発・提供に協力します。

● 学校や地域での環境保全活動に参加・協力します。

● 学校と地域を結びつけ、環境教育・環境学習の推進に努めます。

基本目標（3） 環境に関する情報をみんなで共有します

■現状と課題■

本市では、環境情報の発信、市民からの意見募集、啓発用のパンフレットの配布、かごしま環境未来館における環境情報システムの運用等を実施しています。

今後も、市・市民・事業者・市民活動団体が適切な情報を広く入手できるように、お互いが積極的に情報発信を行うとともに、情報の共有を図ることが必要です。また、利活用しやすい環境情報を提供することで、環境保全活動を実践し、継続していくことが必要です。

■数値目標■

項目	単位	現況値 (平成 22 年度)	目標値 (平成 28 年度)	目標値 (平成 33 年度)
「かごしま環境未来館」ホームページへのアクセス数	件	75,798	85,000	95,000

かごしま環境未来館ホームページ

かごしま環境未来館ホームページは、環境学習・環境保全活動の促進のために、講座・イベント情報や施設案内、施設の利用方法のほか、エコライフ実践に向けた生活の知恵やエコ商品等の情報、市内を中心に活動する環境団体等の情報を提供しています。

（ホームページアドレス：<http://www.kagoshima-miraikan.jp/>）

The screenshot shows the homepage of the Kagoshima Environment Museum (Miraikan). At the top, there's a banner for the "Environmental College 2011". Below it, there are several sections: "Event Information" (with links to news articles), "Events & Lectures" (with a link to a recycling workshop), "Newspaper Column" (with a link to a column about environmental issues), and "Information from Miraikan" (with a link to a column about environmental issues). There are also links for "Public Relations" and "Public Relations Activities". The right side features a sidebar with links to "Public Relations Information" and "Public Relations Activities". The footer contains the museum's name and address.

▶市の取組

● 環境情報の収集・発信

かごしま環境未来館のホームページ等を活用し、市民が地域での環境学習・環境保全活動に参加しやすいよう、市民活動団体や事業者による活動の情報を集約するとともに、環境情報を収集・発信します。

● 環境にやさしい製品の情報収集・提供

グリーン購入法*に基づく物品、省エネルギー型家電、環境対応車など、環境にやさしい製品の情報を収集・提供します。

● 事業者の環境関連情報の提供

事業者の事業活動に係る環境配慮等の状況に関する情報を提供します。

● 事業者の環境技術を習得する場や機会の提供

環境保全技術に関する情報の入手や技術を習得する場や機会を提供します。

▶市民の取組

● 地域の身近な環境情報や取組事例等を市などと協働して、発信します。

● 環境にやさしい製品などの情報収集に努めます。

▶事業者の取組

● 環境報告書の作成・公表など、事業活動に係る環境配慮等の状況に関する情報を公開・発信します。

● 環境に配慮した事業活動などの情報を入手し、活用します。

● 環境にやさしい製品などの情報収集に努めます。

● 環境技術を習得する場や機会に参加し、技術習得・活用に努めます。

▶市民活動団体の取組

● 地域の環境保全活動を通じて、環境に関する情報を公開します。

● 自らが行う、地域での環境学習・環境保全活動について、市などと協働して情報発信に努めます。

基本目標（4） みんなで環境について考え、行動します

■現状と課題■

本市では、市民・事業者・行政が協働して環境保全に取り組んでいくため、平成19年3月に「環境パートナーシップかごしま」を設立し、環境学習会や自然観察会の開催、植樹活動、リサイクル活動などに取り組んでいます。また、「環境フェスタかごしま」を開催し、市・市民・事業者・市民活動団体が協力・連携して、環境保全活動の普及啓発に取り組んでいます。

今後は、市・市民・事業者・市民活動団体によるパートナーシップをさらに高めていくために、活動場所の提供など環境保全活動の支援を引き続き行っていくとともに、地域ごとに市民・事業者・市民活動団体が協力・連携して環境保全活動や情報交換をさらに行うことができる仕組みづくりなど、かごしま環境未来館を拠点とした地域ネットワークを構築することが必要です。

■数値目標■

項目	単位	現況値 (平成22年度)	目標値 (平成28年度)	目標値 (平成33年度)
かごしま環境未来館登録団体数	団体	23	30	40

環境パートナーシップかごしま

環境パートナーシップかごしま（エコパかごしま）は、環境をより良くし、将来の世代にその環境を引き継いでいくために、市民、事業者、行政がそれぞれの役割を果たしながら、循環と共生を基調にした環境にやさしい持続可能な社会を協働して構築するため、6つのワーキンググループに分かれてさまざまな取組を行っています。



▶市の取組

● パートナーシップの構築

かごしま環境未来館や地域での環境学習・環境保全活動やイベントの開催、「環境パートナーシップかごしま」の運営支援などにより、市・市民・事業者・市民活動団体のパートナーシップを構築します。

● 地域ネットワークの構築

地域住民の環境保全活動への参加促進や、各地域の市民・事業者・市民活動団体が協力・連携して環境保全活動や情報交換を行うことができる仕組みづくりなど、地域ネットワークの構築を図ります。

▶市民の取組

● かごしま環境未来館や市民活動団体、地域の環境学習・環境保全活動やイベントに積極的に参加します。

● 「環境パートナーシップかごしま」の活動に参加します。

▶事業者の取組

● かごしま環境未来館や市民活動団体、地域の環境学習・環境保全活動やイベントに積極的に参加・協力し、市・市民・市民活動団体との交流を図ります。

● 「環境パートナーシップかごしま」の活動に参加します。

▶市民活動団体の取組

● 「環境パートナーシップかごしま」に積極的に参加します。

● 他の市民活動団体のイベント・行事に積極的に参加・協力し、交流を図ります。

● 「かごしま環境未来館環境活動発表交流会」に参加し、活動のさらなる活性化を図ります。

● 市・市民・事業者と協働する活動を積極的に展開します。